

サービス計画 全員必要に 作成の人材確保課題

障害者相談支援 今月から強化 県内市町手探り

障害者自立支援法の見直しなどで今春、障害者への相談支援体制が強化された。今後3年間で、障害福祉サービスを利用する全ての人に利用計画を作成することなどが目玉。県内では9千人近くが対象になるが、マンパワー確保など準備が追いつかない面もあり、市町は手探りでスタートした状態だ。

利用計画は、市町がも関係せず、広がりをも指定した事業者の相談支援専門員が作成。障害者・家族のニーズや生活環境をアセスメント(評価)し、活用するサービスなどを検討する。市町がサービス支給量を決める際の根拠となる。

従来も同様のプラン作成支援はあったが、全国的に低調。愛媛では月当たりの利用者が10人程度だった。旧制度について県は「対象者が限られていたほか、サービス量決定に

11市を対象にした4月中旬の愛媛新聞社の調査では、特定相談支援事業者数(指定手続を含む)は多い順で松山市が9カ所、今治市と四国中央市がら

所、新居浜市と宇和島市、大洲市が3カ所など。全利用者に対処するのに十分とは言えず、実際の計画作成は一部の市で着手しただけだった。

対象者が3400人以上の松山市はスタート時期自体が未定。市障がい福祉課は「相当数の事業所が立ち上がらないと困難。態勢がある程度整うのを待ちたい」と説明する。他市は国方針になり、新規サービス利用者や施設入所者などが

4月からの障害者相談支援体制

	内容	実施主体
計画相談支援	相談支援専門員が利用者(または障害児)をアセスメントし、「サービス等利用計画」案を作成。福祉サービス事業者らの意見を聴くなどし、計画を交付する。その後のモニタリングも行う	特定相談支援事業者(市町が指定)
障害児相談支援	①地域移行支援 施設や病院の入所者が地域生活に移る際、「地域移行支援計画」を作成。訪問相談、障害福祉サービス利用や宿泊の体験などを通じて生活準備をサポートする ②地域定着支援 緊急時に連絡する家族やサービス事業者、医療機関などを記載した「地域定着支援台帳」を作成。常時の連絡体制を確保した上で、緊急時にも対応する	障害児相談支援事業者(市町が指定)
地域相談支援	1人態勢。徐々にやるしかない」、東温市は「市内2カ所では厳しいが、松山の事業所にお願いでできるかどうか」と困惑する。複数	一般相談支援事業者(県・松山市が指定)
一般的な相談支援	福祉サービス利用や社会生活全般にかかる情報提供・相談支援、権利擁護のための援助、ピアカウンセリングなどを行う	市町または特定・一般相談支援事業者(市町が委託)

ら手続きを進めるとい課題は利用計画を作る相談支援専門員の充実だ。県によると事業所の態勢は相談員1、2人が多い。大洲市は「指定した3カ所とも

賄えるか、事業所側も見通せないのだから」と推し量った。

一方、四国中央市では効率を考えて事業者同士の連携を模索。総合的な窓口の基幹相談支援センターを置き、業務の一環として、利用者の同意の上で複数事業者がプラン内容を合議する。市などは「得意分野のアイデアを持ち寄り、計画を練る。相互審査でき、困難事例のたらい回しも防げる」と期待する。

制度見直しでは他に、精神科病院や障害者入所施設を出た人の生活支援でも取り組みを強化。県障害福祉課は「相談支援専門員の質・量の確保をバックアップしていく。身近な地域での相談支援が基本だが、事業者が少ない市町もあり、やや広域的な対応も考える必要がある」としている。(高橋舞)